

●11月10日

1.10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

税

務会計事務所

●11月15日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

●11月30日

- 3. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- 4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税
 ・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 6.3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月 ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7.法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
 <消費税・地方消費税>
- 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税
 ・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 9. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決 算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地 方消費税>
- 10. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法 人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月 決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- ●11月中において都道府県の条例で定める日

人事業税の納付(第2期分) の増大さあげた企業が多かったです。そう料金の高階、船のと売上原価やっている間、船のと売上原価やっている。たいで原油価格の高階の5、夏、気がみ、次いで原油価格の高階の5、電気が料価格の一向階をあげており、 接た一層、防みたいと思います。(中国)中、粘り発く経営している中小企業の応 きり、町務体力が他下する傾向にある 結果となりました。 併わせて人件費の引き上げ怒いと む企業はどのあることから 販売価格 奥苑しました、有効回答数の社し今年度の業績見通しアンケートを リっつある現状で東京南エリサーチが から尽へと季節の変もり目を感じます。 ゆりました。 むしむし 就資の返済も始 紹介が伊着氷造業、「鉄鋼業」かあけ増収良なの一向かった業程は、「職業 はありきせんが、経済活動な日常に衰 の引き上げは、一定の企業は行いっも 《通信欄》 5 となりました。減益の主な理由な が以前出来てい ました。 コストいのインドワトの影響が大きい している様をです。一方で増収を見込 朝・戦はめっきソ涼とくなってきて秋 は48%、中小 企業 250 自我重 手不足や最低質金の上昇も影響 結果波益を見込む企業は強い ボが長うくコロナ福の影響 新型コロナが見全に怒見している訳で あい見ひか言かった半年年として 規模 一弦は業」「農業」等があかられ 企業は35%、海益貝公会に別の通知日以月以日、大会 ない現北 公業部の 冶益貝公室 ると中心 テき堀りに 「から回復

(11月号)



12/1	各種の技術的な管理を徹底する。
んを禁止しています。	を送信する際には暗号化する。
八脈を使って営業活	密保持義務■
低の仕事のノウハウ	¥
るなどの行為は一般	には「職業選択の自由」が憲法で保
す。そのため、何	障されており、転職そのものを制限
2該当するかが問題	することできません。そのため、多
	くの企業では社員との契約(就業規
ムでは、「営業秘密」	則や誓約書の締結)で、社員の同業
言理されている生産	他社への転職を一定期間制限したり、
この他の事業活動に	営業秘密の漏えいを禁止したりする
には営業上の情報で	ことで流出リスクに備えています。
られていないもの」	そして、「競業避止義務」とは、
%	所属する会社と競合する会社に転職
私は秘密として管理	する、競合する会社を起業するなど
かあり、例えば、多	して、会社の情報(製品・商品の開
に閲覧できる資料そ	発情報、技術情報、顧客名簿等)を
言として管理されて	利用してはならないという義務のこ
不正競争防止法上	とです。在職中は労働契約に基づき
なりません。	競業避止義務が認められますが、退
生上の注意点■	職後は別途契約上の根拠が必要にな
る(アクセスできる)	り、個別の契約書や誓約書を取り交
指定。	わすことになります。
他密であると認識で	したがって、会社としては、ある
秘」「マル秘」など	程度具体的に秘密保持の対象となる
生などで明確に秘密	秘密情報に関し、就業規則に規定し
忌喚起する。	たり、個別の誓約書を取得するなど
ノード管理、複製禁	して、秘密保持義務を具体的な契約
うの接続禁止など、	内容としておくことが大切です。

買手 税 者」の登録申請が必要となります。 行うためには「適格請求書発行事業 ŋ 仕入税額控除を行うためには原則と 度においては、 適格請求書等保存方式(いわゆる ン してインボイスの保存が必要とな の請求書のことです。 制度」に関する実態調査の結果を発表しました。それによると、制度導日本商工会議所は、令和5年10月に導入される消費税の「インボイス から減少したものの、「売上高1000万円以下の事業者」に限ると印・入に向けて準備をしていない事業者は42・2%で、昨年調査の5・9%制度」に関する実態調査の結果を発表しました。それによると、制度導 の適用税率や税額等を伝えるため ボイス制度)が始まります。 要について紹介します した。 5%と、 インボイスは、 令和5年10月1日の制度導入のタ |インボイス制度■ 売手としてインボイスの交付を (発注側)に対して正 令和5年10月1日から消費税 そこで今回は、 小規模な事業者ほど準備が進んでいない実態が明らかになりま 買手として消費税 売手 準備状 インボイス制 (受注側) 1 「消費税インボイス制度に関する実態調査」 0 確な消費 1 0 0 が 実態が浮き彫りになりました。 の事業者」では60・5%に上り、 で42 ・2%。 あります。 月31日までに登録中請をする必要が 行事業者」になるには、 まっています。 規模な事業者ほど準備が進んでい イミングに合わせて「適格請求書発 申請を行った事業者は10.5%に留 備を行っていない事業者の割合は全体 ス制度導入への準備状況を見ると、 インボイス制度導入に向けて特段の準 や課題など調査 制度導入に向けた準備状況と課題■ すでにインボイス発行事業者登録 日商の実態調査によると、インボイ 制度の導 |日本商工会議所|| 「売上高1千万円以下 「売上高1千万円以 令和5年3 の概 ない 小 す。 申請 下 よう要請する」と回答し の事業者」

と回答。 おり、 としては、 過措置の間は取引を行う」と回答し、税事業者との取引は行わない」「経一方、約3割の課税事業者が「免 税事業者は、 との取引を見直す意向■ りました。 る」と回答した事業者も らない」と回答し、 請があれば課税事業者になる予定」 税事業者になる予定」、 者か確認」(26・0%)、 %)、「仕入先がインボイ する請求書等の様式変 らない」が47・2%、 示しています。 免税事業者との取引を見直す意向を 対し「インボイス発行事業者になる た請求書等のインボイス要件確認」 (19・7%) などとなっ |課税事業者の約3割が免税事業者 また、免税事業者の約3割は「課 インボイ が進んでいない傾向がみられま こちらも小規模な 一方で約4割は ス制度導入に向けた課 「制度が複雑 では 「廃

(11月号)

